

厚生年金基金における代行部分の中立化について

住友信託銀行 年金研究センター
主席研究員 藤井 康行

1. はじめに

平成11年10月に厚生年金保険本体の保険料率が凍結されることになったことから、厚生年金基金においても、免除保険料率の凍結が行われることとなった。この凍結については、凍結中の積み立て不足の発生や、凍結解除後の負担増への懸念等の様々な課題が指摘されて来たところである。加えて、平成12年4月から母体企業の退職給付に関する会計基準が大幅に改正されたこと、おりから平成12年度以降3年度にわたって株価の低迷を主因とする運用不芳が大半の基金を襲ったことの2点が問題を大きくした。

このような状況の中、確定給付企業年金法の成立によって、厚生年金基金が代行部分を国へ返上して確定給付企業年金へ移行することが可能となった（将来分返上は平成14年4月以降、過去分返上は平成15年9月以降）。実際に、単独連合設立の基金では、大半が代行返上を行いつつある。

免除保険料率の凍結は、平成16年6月に成立した厚生年金保険法の改正によって、平成17年4月に解消することになった。凍結解除の内容は、単に凍結を解除するというものではなく、代行部分の中立化を重要な要素とするもので、厚生年金基金の財政に大きな影響を与えるものといえる。

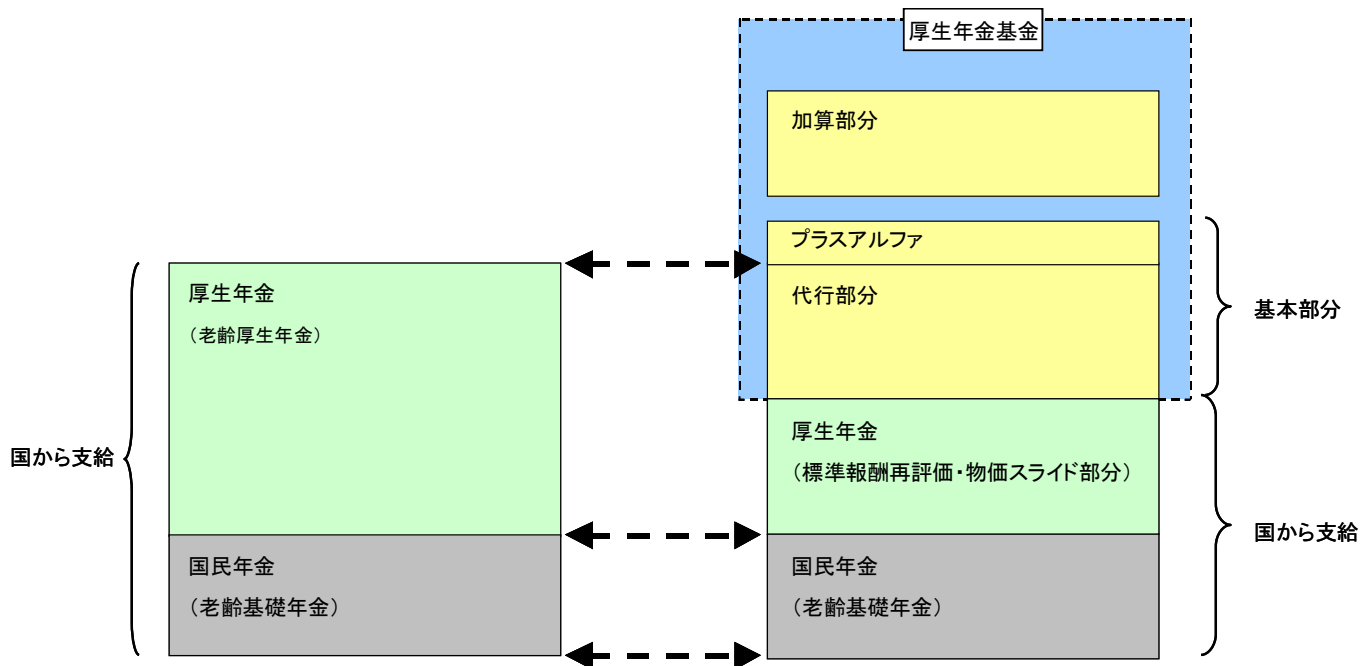
このように、歴史的な転換期の全体像が見えて来たこの時点で、本稿では、厚生年金基金制度の最大の特徴である代行部分に関して、昭和41年の制度発足以来の特性、代行部分の中立化の意味、中立化後もなお残る課題について述べる。その際、従来指摘されていない視点で構造的な課題を指摘してみたい。

2. 免除保険料と最低責任準備金

（1）免除保険料・最低責任準備金とは

厚生年金基金に加入している場合は、国の制度である厚生年金保険の一部を国に代わって基金が給付（代行部分）することになる。この場合、国に納める保険料の一部が免除されて、基金に払い込まれる。これが免除保険料である。一方、厚生年金基金を解散する場合と代行返上（代行返上は平成15年9月より可能）する場合は、代行部分の給付義務を厚生年金基金連合会（平成17年10月以降は企業年金連合会に改称予定）国にそれぞれ移転する。その際、連合会、国へ払い込むべき資産額が最低責任準備金である。解散の場合、当初は国へ返還していたが、平成元年に支払保証事業が始まったときから厚生年金基金連合会へ移換するようになった。

図表 1



(2) 免除保険料・最低責任準備金の歴史

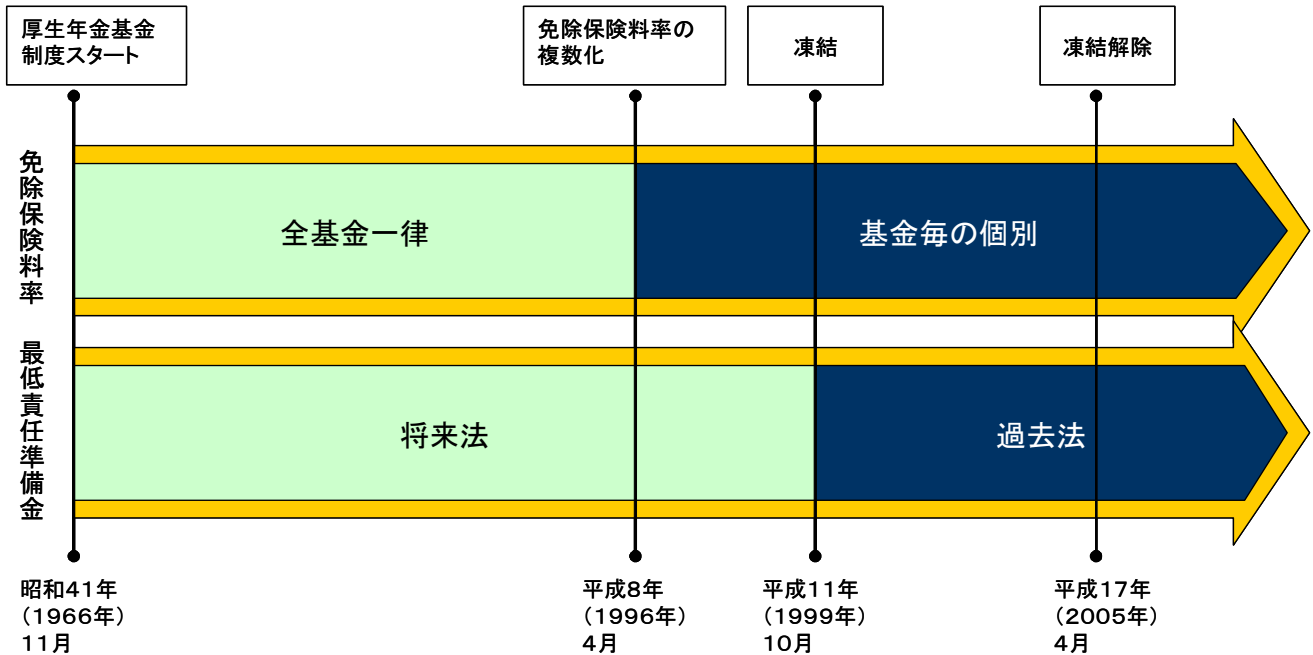
免除保険料と最低責任準備金の時代区分は大きく分けると図表 2 のようである。

厚生年金基金制度は、昭和41年(1966年)にスタートして、40年近くの歴史を持つ。制度発足当初は、全基金一律の免除保険料率が適用された。その後、平成8年(1996年)に基金毎に個別の免除保険料率が適用されるようになるまでの30年間に亘って一律免除保険料率の時代が続いた。また、当時、最低責任準備金は将来法と呼ばれる方法で計算された。

免除保険料率が複数化して約3年後に、厚生年金保険本体の保険料率が凍結されたことから、厚生年金基金についても免除保険料率の凍結が行われることになった。また、免除保険料率が凍結されることに連動して、最低責任準備金の計算方法がそれまでの将来法から過去方へと大きく変更された。過去法は凍結中の臨時的な措置と位置づけられた。

法律改正によって、平成17年(2005年)4月に凍結は解除されることになった。これによって、免除保険料率は最新の計算内容に改められるために、大幅に引き上げられることになる。また、最低責任準備金については、過去法による計算が恒久的な計算方法として継続されることが確定した。

図表 2



3. 各時代の特徴

(1) 昭和41年(1966年)から平成7年(1995年)まで

【一律免除保険料率時代】

当時、全基金を通じて一つの免除保険料率が適用されていた。免除保険料率は法律事項として規定されていたが、その計算の基礎は次のようなものとされていた。

予定利率： 5.5% (固定)

予定死亡率： 法律改正の都度、新死亡率を使用

算定対象者： 厚生年金保険の被保険者全員

算定対象給付： 代行部分の給付について将来期間のみを対象(過去期間は対象外)

すなわち、毎回、厚生年金基金の新規設立を仮定して計算

財政方式： 開放基金方式(将来法の一つ、平準保険料方式、将来の加入員を織り込む)

これに対して、厚生年金基金が必要とする掛金率は基金毎に計算される。基本部分(代行部分を含む部分)の掛金率の算定方式は、免除保険料率と同じ開放基金方式である。このため、免除保険料率が全基金を通じて一つであったことは、主として平均年齢が若い等のために基金が必要とする掛金率が免除保険料率より割安となる集団にとってはメリットであり、厚生年金基金制度が普及する重要な要素となった。

免除保険料率は、基本的に、5年毎に行われる厚生年金保険本体の再計算・法律改正にあわせて、改定された。

ただし、昭和60年と平成2年の再計算においては、免除保険料率（男子）は上げが行われなかった。この内、昭和60年については、給付乗率がそれ以前の10/1000（国庫負担分を除く実質で8/1000）から7.5/1000へ引き下げられたことから、免除保険料率の据置きは、実質的には6.7%程度の引上げに当たる。したがって、一律免除保険料率の時代に、免除保険料率の引上げが見送られたのは、実質的には平成2年の再計算時だけとなる。

図表 3

	免除保険料率		変化率	
	男子	女子	男子	女子
昭和41(1966)年11月～	24	20	—	—
昭和44(1969)年11月～	26	22	8.3%	10.0%
昭和49(1974)年11月～	28	24	7.7%	9.1%
昭和51(1976)年08月～	30	26	7.1%	8.3%
昭和55(1980)年10月～	32	29	6.7%	11.5%
昭和60(1985)年10月～	32	30	0.0%	3.4%
平成02(1990)年01月～	32	30	0.0%	0.0%
平成06(1994)年01月～	32		0.0%	6.7%
平成06(1994)年11月～	35		9.4%	

実質的には、6.7%程度の引上げ

《将来法の最低責任準備金》

当時の最低責任準備金は、次のような計算の基礎で行われた。

予定利率： 5.5%（固定）

予定死亡率： 法律改正の都度、新死亡率を使用

算定対象者： 当該基金の加入員、年金受給者等

算定対象給付： 代行部分の給付（基金加入期間に関するもの）

財政方式： 単位積立方式（将来法の一つ、非平準保険料方式）

単位積立方式は、『退職時（年金支給開始時）における給付原資を各加入年度に対応する「単位」に分割し、その1単位を各年度の掛金として払い込む財政方式である。各年度における個々の加入者の掛金額は、その年度に割り当てられた「単位年金」の現価相当額（一時払い掛金）となる。このため、この財政方式は一時払い積増方式とも呼ばれる。』（社団法人日本年金数理人会『年金数理概論』）

《当時の状況》

図表 4 は厚生年金基金制度発足以来の厚生年金保険本体の運用利回りである。当時、厚生年金保険本体の運用は全額大蔵省の資金運用部への預託で行われていた。平成5年度までは全て当時の予定利率である5.5%を超えている。（昭和61年度以降は、年金福祉事業団が資金運用部から資金の一部を借り入れる形で自主的な運用を開始したが、厚生年金保険本体

の運用利回りは年金福祉事業団の運用成績に関係なく、資金運用部の預託金利で計算された。）

これに対し、厚生年金基金は民間での運用を主体に行い、バブル崩壊前は8～9%の運用利回りが安定的に確保される状態であった。ただし、バブル崩壊以降（およそ平成になって以降）では、利回りが5.5%を下回り、利差損を計上する基金が増加して来た。

図表 4

厚生年金(国)の運用利回り

利回り(%)		利回り(%)	
昭和41年度 (1966年度)	6.41	昭和56年度 (1981年度)	7.25
昭和42年度 (1967年度)	6.47	昭和57年度 (1982年度)	7.22
昭和43年度 (1968年度)	6.46	昭和58年度 (1983年度)	7.20
昭和44年度 (1969年度)	6.45	昭和59年度 (1984年度)	7.17
昭和45年度 (1970年度)	6.46	昭和60年度 (1985年度)	7.16
昭和46年度 (1971年度)	6.47	昭和61年度 (1986年度)	7.11
昭和47年度 (1972年度)	6.47	昭和62年度 (1987年度)	6.77
昭和48年度 (1973年度)	6.38	昭和63年度 (1988年度)	6.29
昭和49年度 (1974年度)	6.60	平成01年度 (1989年度)	5.94
昭和50年度 (1975年度)	6.93	平成02年度 (1990年度)	5.90
昭和51年度 (1976年度)	7.03	平成03年度 (1991年度)	5.97
昭和52年度 (1977年度)	7.13	平成04年度 (1992年度)	5.82
昭和53年度 (1978年度)	7.00	平成05年度 (1993年度)	5.52
昭和54年度 (1979年度)	6.88	平成06年度 (1994年度)	5.34
昭和55年度 (1980年度)	7.06	平成07年度 (1995年度)	5.24

(厚生労働省の公表資料に基づいて作成)

当時の主要関心事は下記の2点に集約される。これらは、厚生年金基金が代行部分を持つことのメリット(代行メリット)の維持拡大を目指すものである。

免除保険料率 > 代行部分の給付に必要とされる基金の掛金率
5.5%を上回る運用益の確保(利差益)

当時、通常指摘される代行部分の特徴(問題点等)は、『免除保険料率が、将来期間のみを対象として計算されるので、既設基金における過去期間分に関する次の2点(A)(B)が考慮されていない。』というものである。

- (A) 死亡率改定(低下)による過去期間分の債務増加が織込まれないので、免除保険料率は割安である。〔デメリット〕
- (B) 利差益が織込まれないので、免除保険料率は割高である。〔メリット〕

これに対して、これまで指摘されることがなかった次の点（C）を本稿では指摘する。

（C）基金の基本部分の掛金率は、平準保険料方式の一種である開放基金方式で計算されるので、平均年齢が若い時に設立して継続する方が、平均年齢が高くなって設立する場合より低い保険料率が維持される構造である。これに対して、免除保険料率も同じ開放基金方式で計算されるものの、毎回新規設立の前提で計算されるので、5年に一度改定の度に既設基金にとっては免除保険料率は割高になる。〔メリット〕

（A）（B）は、基金設立当初は影響小さく、（C）が大きなウエイトを占める。また、（A）は5年に一度だが、（B）は毎年生じる。このため、ほとんどの基金において、影響の絶対値として、（A）（B）+（C）であった。これによって、当時ほどの基金においても全般的に代行メリットが拡大する状況にあった。

これらの点は、図表 5 に示す実際の数字で検証できる。図表 5 は、図表 3 の右側に死亡率の影響を付け加えたものである。

先ず（A）と（B）について見てみよう。死亡率改定による過去期間分の債務増加率（終身年金現価率の変化率）は、一回あたり概ね 2～3%程度である。しかも、死亡率改定は5年に一度であるから、当時の利差益の水準からは容易にカバーできるレベルであった。

図表 5

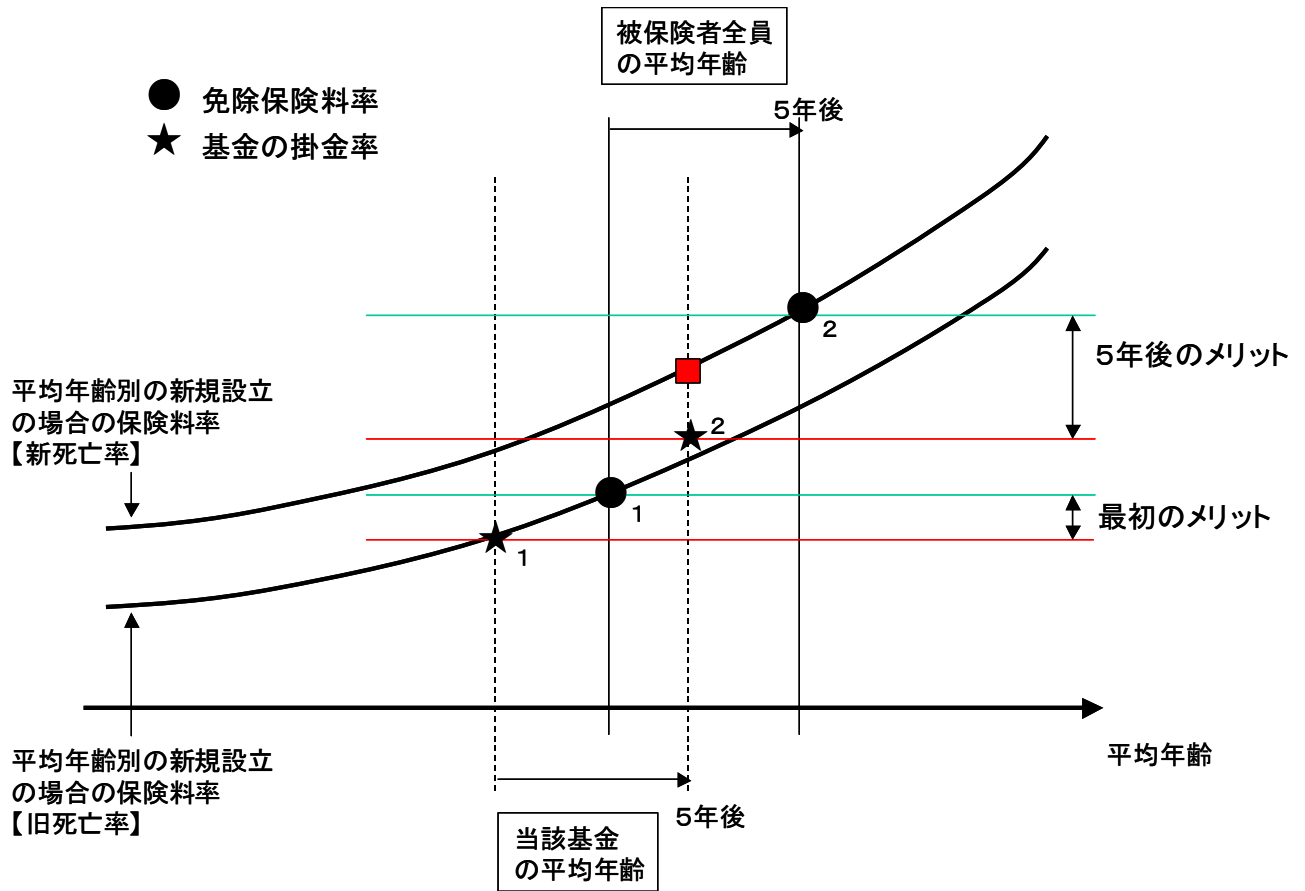
	免除保険料率				死亡率の影響				予定死亡率
	男子	女子	変化率		男子	女子	60歳の終身年金現価率		
			男子	女子			男子	女子	
昭和41(1966)年11月～	24	20	—	—	—	—	10.15800	11.23470	第10回生命表×80%
昭和44(1969)年11月～	26	22	8.3%	10.0%	0.0%	0.0%	10.15800	11.23470	第10回生命表×60%(年金者については変更せず)
昭和49(1974)年11月～	28	24	7.7%	9.1%	1.2%	2.7%	10.28407	11.53386	第12回生命表基準
昭和51(1976)年08月～	30	26	7.1%	8.3%	2.8%	2.5%	10.57171	11.82095	第13回生命表基準
昭和55(1980)年10月～	32	29	6.7%	11.5%	3.7%	2.8%	10.96381	12.15482	第14回生命表基準
昭和60(1985)年10月～	32	30	0.0%	3.4%	2.1%	2.8%	11.19840	12.49454	第15回生命表基準
平成02(1990)年01月～	32	30	0.0%	0.0%	3.7%	3.7%	11.61113	12.95581	第16回生命表基準
平成06(1994)年01月～	32	30	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	11.61113	12.95581	第16回生命表基準
平成06(1994)年11月～	35	30	9.4%	—	2.4%	2.8%	11.89266	13.31758	第17回生命表基準

実質的には、6.7%程度の引上げ

(厚生労働省の公表資料に基づいて作成)

次に、（C）の点については、死亡率の影響（終身年金現価率の変化率）が2～3%程度であるのに比べて、免除保険料率の変化率は7%程度以上と大きいことがそれを示している。このような現象が現れる構造を図解したものが図表 6 である。図表中で、基金設立時に基金の掛金率が 1、免除保険料率が 1 で、代行メリットがあるとされる場合を考えてみよう。5年後には、死亡率が変更されることと平均年齢が上昇することから免除保険料率は 2 へ上昇する。しかし、基金の掛金率は同じように 2 へは上昇せず、2 の水準に留まる。これは、基金の掛金率は平準保険料率であることから、一旦設立すると、その後は死亡率変更の影響は受けるものの、平均年齢上昇の影響は加入員の年齢構成からあらかじめ予定されるものである場合にはその影響を受けないことによる。わが国の年齢構成の特徴から、基金制度がスタートして以来一貫して被保険者の平均年齢は上昇しているため、毎回この現象が現れた。これによって、ほとんどの基金で代行メリットは拡大した。

図表 6



[注1] (C) の点は、厚生年金基金連合会では該当しない。連合会には免除保険料率は存在せず、代わりに中途脱退者の移換金が存在する。移換金の計算に用いる移換現価率は最低責任準備金と同じ単位積立方式という非平準保険料方式の一種によるものである。このため、免除保険料率が開放基金方式という平準保険料方式の一種に基づくものであることから生じる (C) の現象は生じない。

当時、基金を解散することは現実的な問題ではなく、利差益が大きかったこと等から最低責任準備金を年金資産が割込むことはなかった。また、最低責任準備金は貸借対照表に載っていなかったこともあって、最低責任準備金が意識されることはほとんどなかった。当時意識されたのは、専ら、先に述べた代行メリットの維持拡大である。しかし、意識されない中で、次に述べる構造的歪み (D) の影響が基金ごとに蓄積されていた。これまで指摘されることがなかったこの歪みの存在を本稿では指摘する。

(D) 構造的歪み

免除保険料率と最低責任準備金は、構造上リンクしていない。

免除保険料率

開放基金方式（将来法の一つ、平準保険料方式、将来の加入員を織り込む）

最低責任準備金

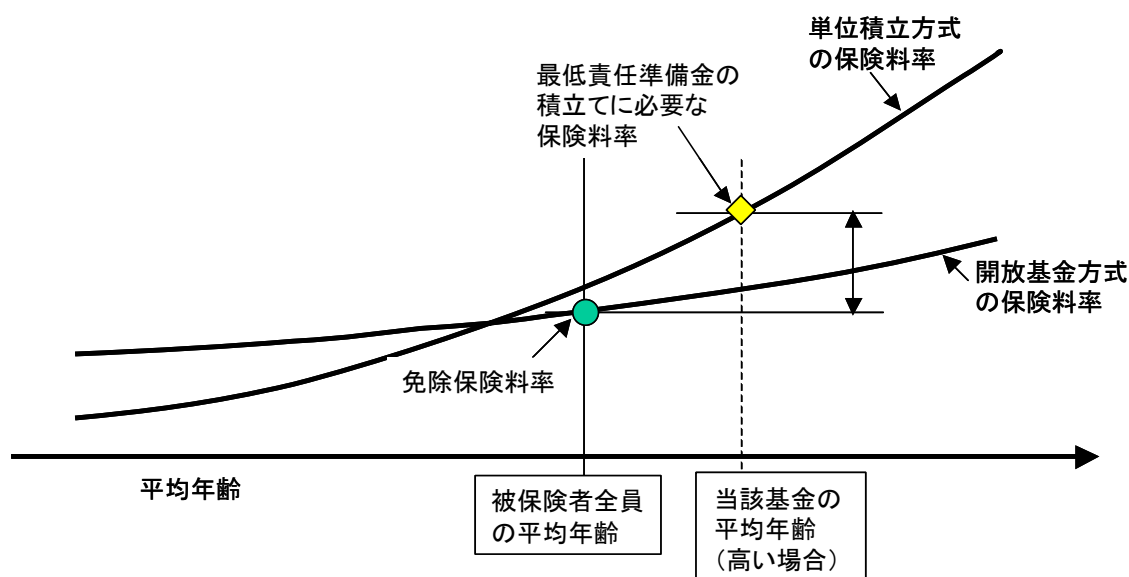
単位積立方式（将来法の一つ、非平準保険料方式）

このために、平均年齢が高い基金では、免除保険料率は、最低責任準備金の積立てには不十分な場合があったと考えられる。その構造は、図表 7 の通りである。最低責任準備金の財政方式は単位積立方式であり、その積立に必要な保険料率は、開放基金方式の保険料率に比べて、平均年齢に関する傾きが急である。したがって、基金の平均年齢が高い場合は、免除保険料では最低責任準備金の積立に不足が生じる傾向が強く現れていたものと考えられる。平均年齢が若い場合はその逆の傾向となる。すなわち、(A)(B)(C) が全基金に基本的に同一方向のメリット・デメリットとして影響するのに対して、(D) の歪みは基金毎に影響が大きく異なるという特徴を持つ。

例えば、基金設立時には平均年齢が若い等の理由で、代行部分の給付に必要とされる基金の掛金率が免除保険料率より小さいことで代行メリットを享受していた基金では、その後、平均年齢が平均的な基金より上昇しても(B)や(C)のメリット拡大に支えられて、代行メリットが大きく損なわれていないと意識される場合でも、実は、最低責任準備金の積立てには免除保険料が不十分な場合があったと考えられる。

[注2]この歪み(D)も厚生年金基金連合会では該当しない。連合会には免除保険料率は存在せず、代わりに中途脱退者の移換金が存在する。移換金の計算に用いる移換現価率は最低責任準備金と同じ単位積立方式によるもので、両者の間に財政構造上のリンクがあるからである。

図表 7



(2) 平成8年(1996年)から平成16年(2004年)まで
《個別免除保険料率時代》

公平性の観点から、平成8年4月以降は、基金ごとに免除保険料率を計算する個別免除保険料率の時代に入った。その計算の基礎は次のようなものである。

予定利率：5.5%（固定）[平成11年の国の再計算では4.0%とされたが、凍結のため、5.5%のままとされた。]

予定死亡率：平成11年から凍結されたため、新死亡率への更新は凍結

脱退率、昇給率、新規加入：当該基金の実績

算定対象者：当該厚生年金基金の加入員全員

算定対象給付：代行部分の給付について将来期間のみを対象（過去期間は対象外）

すなわち、毎回、厚生年金基金の新規設立を仮定して計算

財政方式：開放基金方式（将来法の一つ、平準保険料方式、将来の加入員を織り込む）

上記の内容で計算した保険料率（代行保険料率）を、上下限の範囲[図表 8]で端数処理して、免除保険料率とする。

図表 8

	免除保険料率
平成08(1996)年04月～	32～38
平成15(2003)年04月～	24～30

総報酬制(賞与込み)に変更されたため、従前の上下限×1/1.3としたもの。上下限に基本的な変化はなし。

このように、平成11年10月から凍結措置があったために、若干複雑な内容となっているが、その点を除けば、一律免除保険料率の時代との基本的な違いは、脱退率、昇給率、新規加入の見込みについて当該基金の実績を使用することと、算定対象者を当該基金の加入員全員とするという2点である。こうして計算された保険料率を上下限の範囲に当てはめて免除保険料率が決定される。それ以外は一律免除保険料率の時代と同じである。

個別免除保険料率の時代になると、平均年齢の高い基金では、一般的に一律免除保険料率の時代より高い免除保険料率が適用されることとなった。これによって、免除保険料の不足は若干是正されたが、それ以外の点では従前と同様にメリット・デメリットの構造は残っており、中でも開放基金方式と単一積立方式という構造的歪み(D)は埋められることはなく、凍結措置が始まるまで、その影響は蓄積されて行った。ただし、当時そのような構造的歪みの問題は指摘されることはなく、免除保険料率に上限があるために、本来の免除保険料が得られない基金が存在する点が問題視されるに留まった。

(3) 平成11年(1999年)から平成16年(2004年)まで
《凍結時代》

平成11年改正で、厚生年金本体の保険料率引上げが凍結されたために、免除保険料率の計算内容が凍結された。大きな時代区分では個別免除保険料率時代に含まれるが、その中の特殊な時代区分として平成11年から凍結時代を迎える。免除保険料率の凍結に合わせて、最低責任準備金の計算方法が過去法に変更された。過去法は凍結中の臨時的な措置と位置付けられた。過去法は一般にコロガシ法とも呼ばれ、下記の算式で計算される。

免除保険料率

予定利率 = 5.5 %、予定死亡率 = 旧死亡率、で凍結。

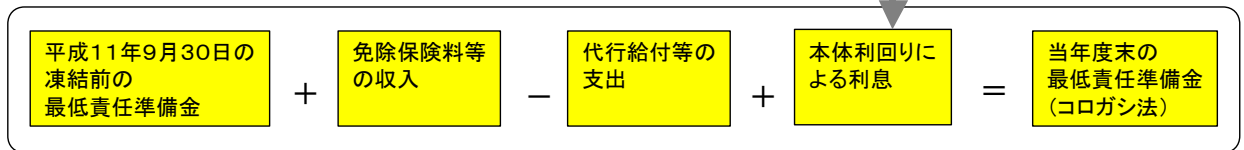
平成 1 1 年改正内容 (6 5 歳支給開始、5 %適正化) も計算に織込まない。

最低責任準備金

凍結中は、最低責任準備金の計算式を、
単一積立方式 (将来法の一つ) から、
過去法 (コログシ法) に変更。

本体利回りでコログシ	
平成11年	4.66%
平成12年	4.15%
平成13年	3.62%
平成14年	3.22%
平成15年	1.99%
平成16年	0.21%
平成17年	4.91%

図表 9



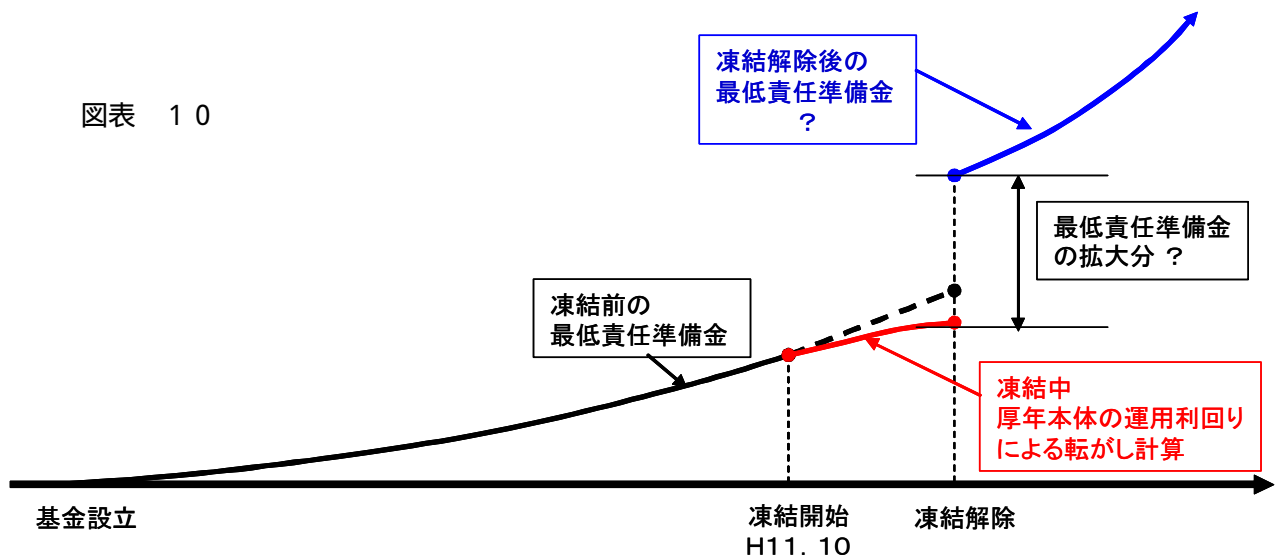
免除保険料率の凍結と最低責任準備金の計算方法が過去法とされたことに関して、下記の観点から、『凍結解除時には最低責任準備金の金額が一挙に拡大して、基金 (実際には事業主) の負担が過大になりはしないか』という懸念が広まった。

凍結中は、本来の免除保険料率より低い免除保険料率になっているので、必要な免除保険料が得られていない。

コログシ計算の初期値 (平成 1 1 年 9 月 3 0 日の凍結前の最低責任準備金) は予定利率 5.5 % の現価額であるのに、コログシ利回りは、毎年、厚生年金保険本体の運用実績を基に定められ、5.5 % を下回る状態が続いていることから、次第に最低責任準備金が目減りして行く。

凍結解除時には、将来法に戻され、計算内容は、最新の死亡率を適用し、超低金利時代を反映して低い予定利率へ変更されるのではなからうか。低い予定利率で将来法の計算をすれば、最低責任準備金は大きな値となってしまう。

図表 10



これらの問題は、平成16年の年金制度改正で、凍結を解除するとし、凍結解除後も最低責任準備金の計算は凍結中と同じ過去法（コロガシ法）を継続する、としたこと等で解消された。すなわち、凍結中の臨時的な措置ではなく、恒常的な計算方法として過去法（コロガシ法）の採用が確定した。また、厚生年金基金の貸借対照表上も代行部分は数理債務から除外され、最低責任準備金が債務額として計上されることとなった。

過去法では、免除保険料は、全額が最低責任準備金のコロガシ計算に使用される。このため、例えば、従来代行メリットを最大限享受していて、基本部分の掛金率＝免除保険料率、となっている基金では、過去法では一転して、プラスアルファ部分に寄与する掛金が存在しないことになる。このために生じる不足額は、いずれ償却のために掛金負担となる。

このように、最低責任準備金が過去法（コロガシ法）の場合には、免除保険料率が大きいことはメリットではないし、小さいことがデメリットでもない。したがって、将来法の時代に存在したメリット・デメリットは過去法では生じない。このため、財政方式の違いを原因とする構造的歪み（D）も生じない。唯一、コロガシ利率と基金の運用利回りの差がメリット・デメリットとして生じることになる。

このようにほとんどのメリット・デメリットや歪みが生じなくなることから、最低責任準備金の計算を恒久的に過去法としたことは代行部分の中立化と呼ばれる。過去法は、凍結が開された平成11年（1999年）10月から適用されて来た。しかし、当時は凍結中の臨時措置と位置付けられていたものである。同じ過去法であっても、臨時措置と恒久的方法ではその意味に大きな違いがある。したがって、今回の年金制度改正で、過去法が恒久的な方法として確定したことによって、代行部分が中立化されたといえる。また、ある意味では、今回の年金制度改正によって、代行部分は平成11年10月に遡って中立化されたということもできる。

しかし、平成11年9月30日までに生じたメリット・デメリットや構造的歪み（D）によって生じた影響は、中立化以降も蓄積されたままとなっている。

4. 代行部分の中立化後の課題

代行部分の中立化によって、かつて発生していたメリット・デメリットや構造的歪みは発生しないこととなったが、代わりに別種の課題が存在する。

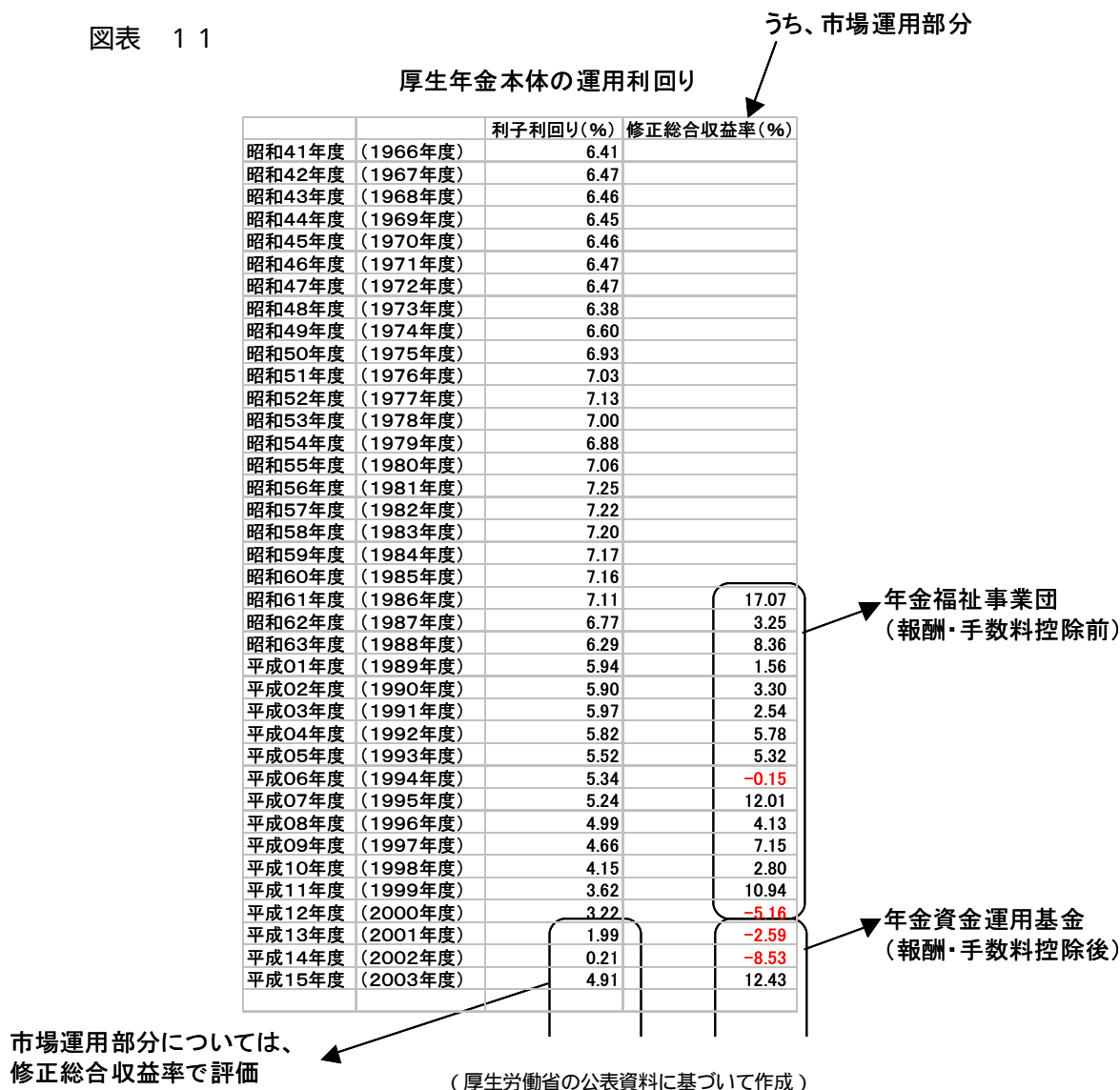
- (1) 最低責任準備金のコロガシ利率として本当に相応しい厚生年金保険本体の運用利回りは何か、という点で課題がある。

いまだ大部分を占める財政融資部分を含む利回りで良いか。厚生年金基金には該当する運用手段はない。

平成13年度から市場運用部分については時価利回りに変更しているが、変更時点における財政融資資金からの借入れ残高（簿価）と年金福祉事業団からの承継資産の時価額との差（含み損）の率（含み損率）について、コロガシ計算への適用が必要ではないか。

年金制度の運営費用（社保事務所の費等）の分は差し引いて適用するべきではなからうか。

図表 11



(2) 厚生年金本体の運用利回り(年度単位)を基金へ適用(翌暦年単位)するのに、1年9月の適用遅れが生じる。長期的には問題にならないが、単年度では、運用環境に波がある場合、歪んだ決算になるという点で課題がある。

図表 12

厚生年金本体の運用利回り(年度単位)を基金へ適用(翌暦年単位)



5. 中立化前 (=凍結開始前) に生じた構造的な歪み (D) の影響の蓄積について

平成12年度から平成14年度まで、3年連続のマイナス利回りが大半の基金で発生し、年金資産の最低責任準備金割れが少なからず現れるに至り、急速に最低責任準備金が強く意識される状況になった。一般的にプラスアルファの薄い総合型厚生年金基金では、この状況がより強く現れた。これによって、従来気付かないうちに蓄積された歪みが現れてきた。例えていえば、海面が下がったために海底に隠されていた凸凹が表面に顔を出したような状態である。

先に指摘したように、かつて、専ら免除保険料率と基金の掛金率の大小関係に関心が置かれていた中で、免除保険料率と最低責任準備金が構造上リンクしていないという歪み (D) があった。歪みの影響は、基金毎に違いがあるので、偏りとなって蓄積された。一般に、平均年齢が高い基金や成熟度が高い基金は財政状況が悪化している場合が多いとされるが、その原因の相当部分はこのような構造上の歪み (D) によるものであろうと考察される。

当時誰も気にとめない (私が知る限りこの点を指摘した文献は存在しない) 構造的歪み (D) や、設立後の経済・社会情勢の変化・法的環境の変化に、各基金は、どこまで責任を負うとするのが正当なのであろうか。一般的に、このような問題は基金とその設立事業所の自己責任とされるが、このうち、構造的歪みの問題に関しては、何らかの救済はできないものだろうか。

単連型の厚生年金基金が代行返上を進める結果、今後、厚生年金基金は中小企業を主体とする総合型が中心となる。結局、歪みの偏りを残すことは、一部地域・一部業種の中小企業の負担が、他地域・他業種に比べて大きくなることを意味する。全体論だけでは、中立化前に生じた構造的な歪みの影響の蓄積を放置することになり、不公平を残すことになる。

[注3] 構造的歪みの影響額を具体的に計算するのは相当困難であるし、すでに解散・代行返上した基金が多数あるなかで、(特定の問題点を切り出して)過去のことを調整することは實際上非常に困難であることを承知のうえで、論点の指摘にとどまる。

[参考文献]

- 『厚生年金保険法』 及び関連の政令・省令・告示・通知
- 厚生労働省 『厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告 (各年度)』
- 厚生省年金局数理課監修 『年金と財政』 (法研)
- 社団法人日本年金数理人会 『年金数理概論』 (朝倉書店)